

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	道路の供用を開始する件	六四	福島県選挙管理委員会	政治団体の届出があった件	六五
公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	六二	政治団体から届出事項の異動の届出があった件	六四	
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	六三	政治団体でなくなった旨届出があった件	六五	
	産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する件	六四	政治資金規正法による資金管理団体の届出があった件	六六	
	職業訓練指導員試験の合格者を公告する件	六五	政治資金規正法による資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった件	六七	
	土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	六四	政治団体の収支報告書の要旨を告示する件	六八	
	福島県議会	六四	不在者投票のできる施設として指定した件	六九	
	福島県議会会議規則の一部を改正する規則	六四	正 誤	七〇	
			平成二十年四月二十二日付け定例第九百七十二号中	七〇	
			平成二十年七月二十五日付け定例第九百九十九号中	七一	

告 示

福島県告示第七百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方

建設事務所で平成二十年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道喜多方西会津線	喜多方市慶徳町豊岡字千五百菊八五一番二地先から 市慶徳町豊岡字今町四九八番二地先まで	平成二〇年一〇月一七日

(道路計画課)

公 告

公告第五百二十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十月六日
- 二 名称
特定非営利活動法人よつくらぶ
- 三 代表者の氏名
佐藤 雄二
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市四倉町字西四丁目四番地の五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民と行政との協働により、賑わいのある、まちづくりに関する地域振興の事業を行うことで、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五百二十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十月六日
- 二 名称
特定非営利活動法人ひまわりの家
- 三 代表者の氏名
般若 よし子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県相馬市中村字新町百九十一番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者・高齢者等に対して、地域生活と就労を進め自立した生活を支援することに関する事業を行い、障害者・高齢者等が人間らしく生きる権利の確保と地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五百二十六号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第十条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社トーカー 代表取締役 有馬 一郎
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県郡山市安積町荒井字細子三五番地の一
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
移動式汚泥の脱水施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
一二立方メートル毎日(八時間)

(産業廃棄物課)

公告第五百二十七号

平成二十年職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。
平成二十年十月十七日

受験番号	受験番号	受験番号	福島県知事	受験番号	受験番号
三	五	六	佐藤 雄 平	七	八
十	一一	一二		一三	一四

二一	二八	二九	三一	三二
三四	三八	四五	五一	五二
五五	五六	五七	六一	六三
六五	七〇	七二		

(産業人材育成課)

公告第五百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十年十月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
井上用水堰土地改良区

退任した役員

住所

役別	氏名	住所
理事	渡辺 勝好	いわき市山田町戸ノ内一三二番地
同	皆川 敏夫	市山田町大谷二二八番地
同	下山田 嘉七	市山田町大津二三番地
同	瀬谷 勝彦	市山田町中町四七番地の一
同	澤田 進	市山田町滑沢二番地
同	芳賀 茂	市沼部町金山一八番地
同	澤田 米二	市田人町旅人字井戸沢一二四番地の一
同	蛭田 親養	市山田町明地二二〇番地の一
同	蛭田 實	市山田町法田七六番地
同	北郷 敬	市山田町上野一一二番地の五
就任した役員		
役別	氏名	住所
理事	渡辺 勝好	いわき市山田町戸ノ内一三二番地
同	下山田 嘉七	市山田町大津二三番地
同	蛭田 和夫	市山田町法田八〇番地
同	瀬谷 勝彦	市山田町中町四七番地の一
同	澤田 進	市山田町滑沢二番地
同	芳賀 茂	市沼部町金山一八番地
同	逸見 功	市田人町旅人字井戸沢四一番地
同	北郷 敬	市山田町上野一一二番地の五
同	相原 豊	市山田町古川六九番地
同	大井川 英夫	市山田町井上六番地

(農村計画課)

福島県議会

福島県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十七日

福島県議会議長 遠藤 忠 一

福島県議会規則第二号

福島県議会会議規則の一部を改正する規則

福島県議会会議規則(昭和三十四年福島県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第十四条)

第二章 議案及び動議(第十五条―第二十条)

第三章 議事日程(第二十一条―第二十五条)

第四章 選挙(第二十六条―第三十四条)

第五章 議事(第三十五条―第四十八条)

第六章 発言(第四十九条―第六十四条)

第七章 委員会(第六十五条―第七十六条)

第八章 表決(第七十七条―第八十七条)

第九章 請願(第八十八条―第九十四条)

第十章 秘密会(第九十五条―第九十六条)

第十一章 辞職及び資格の決定(第九十七条―第一百条)

第十二章 規律(第一百一条―第一百八条)

第十三章 懲罰(第一百九条―第一百五条)

第十四章 会議録(第一百六条―第一百九条)

第十五章 協議又は調整を行うための場(第二百一条)

第十六章 議員の派遣(第二百一条)

第十七章 補則(第二百二十二条)

附則

第十六章中第二百一条を第二百二十二条とする。

第十六章を第十七章とする。

第十五章中第二百一条を第二百二十二条とする。

第十五章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 協議又は調整を行うための場

第二百一条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項に規定するもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び召集権者を明らかにしなければならない。
4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。
附則の次に次の別表を加える。
別表(第二百二十二条関係)

名称	目的	構成員	召集権者
福島県議会 代表者会議	議長が必要と認めた事項について協議又は調整を行う。	議長、副議長及び交渉会派から推薦された代表者各一人	議長
福島県議会 各派交渉会	議会の組織構成又は議会の運営について協議又は調整を行う。	議長、副議長、議会運営委員長及び交渉会派から推薦された議員	議長
福島県議会 世話人会	一般選挙により新たに選挙された議員による議会の組織構成及び一般選挙後最初の会議の運営について協議又は調整を行う。	一般選挙により新たに選挙された議員の任期開始前の議長及び副議長並びに交渉会派から推薦された議員	座長
福島県議会 総括審査会	本会議又は常任委員会で論議が尽くせなかつた問題、二つ以上の常任委員会にまたがる問題等の審査を行う。	全常任委員会の委員	委員長
福島県議会 全員協議会	県政の重要な課題について協議を行う。	全議員	議長
福島県議会 政務調査審議会	意見書案及び決議案、議会事務局の行う諸調査、図書室の整備運営等について審議し、各会派の意見の調整を図る。	議長、副議長及び交渉会派から推薦された委員	議長
福島県議会 広報委員会	議会広報活動について協議し、その円滑な推進を図る。	委員長、副委員長及び委員七人	委員長

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

平成二十年十月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

この規則は、公布の日から施行する。

（議 事 課）

福島県議会 正副委員長 会議	委員会共通の事項について協議又は調整を行う。	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長	座長
福島県議会 エネルギー 政策議員協 議会	エネルギー政策について協議するとともに、エネルギー問題に関する情報を提供し、県民のエネルギー政策に対する理解の促進を図る。	議長、副議長及び委員十二人	会長
福島県議会 情報公開審 査会	福島県議会情報公開条例（平成二十年福島県条例第三十六号）第二十条第一項の規定による意見の求めに応じ不服申立てについて調査を行う。	委員八人以内	会長
福島県議会 公立大学法 人「中期目標 調査検討委 員会	知事が策定する福島県公立大学法人「中期目標」について調査検討を行う。	委員十人	委員長
福島県議会 尾瀬水資源 対策協議会	尾瀬水資源の開発及び利用につき、その基本的な対策を講ずるため協議を行う。	議長、副議長及び委員十六人以上	会長

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	摘要
遠藤八十八後援会	佐藤 光雄	佐藤多美子	いわき市中央台飯野一丁目四番地一	平成二〇年八月二一日	政党以外
加藤和信後援会	関 昌弘	佐久間建男	二本松市油井字福岡八	平成二〇年八月二八日	同
元気な声が聞こえる町づくり会	鈴木 征	鈴木 征	南会津郡只見町大字只見字上町五四三―六	平成二〇年九月五日	同
鈴木周一後援会	鈴木 周一	石塚 勝美	伊達郡国見町大字藤田字日渡三一三―二	平成二〇年九月二二日	同
福島あずさ後援会	福島あずさ	佐藤 雅紀	いわき市平南白土字八ッ坂一三七―五―D―二〇二	平成二〇年八月五日	同
福島県の県政を育てる会	鈴木雄二郎	幕田 勝利	福島市南沢又字桜内三九―四	平成二〇年九月二二日	同
松本信弘後援会	松本 信夫	吉田 六郎	双葉郡葛尾村大字落合字落合八五一―一	平成二〇年九月一〇日	同
松本允秀後援会	南條 俊治	杉本 宜信	双葉郡葛尾村大字落合字落合二五三―二	平成二〇年九月二四日	同

福島県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成二十年十月十七日

福島県選挙管理委員会
委員長 新妻 威 男

政治団体の名 称	異動事 項	内 容		届出年月日	摘要
		新	旧		
自由民主党塩川町支部	政治団体の名	自由民主党塩川町支部	自由民主党塩川支部	平成二〇〇九年九月九日	政党
自由民主党福島県軍恩連盟支部	会計責任者	二階堂 泰次	寺島 儀雄	平成二〇〇八年八月二一日	同
自由民主党福島県たばこ販売支部	代表者	一重 靖夫	佐藤 長之進	平成二〇〇八年八月二七日	同
自由民主党山都支部	代表者	塚原 洋一	水野 順平		
自由民主党山都支部	代表者	佐藤 光雄	長谷川 新造	平成二〇〇九年九月四日	同
自由民主党山都支部	政治団体の名	喜多方市山都町木幡上ノ原丙九九一	喜多方市山都町一ノ木字高野原三二二八		
石井みどり福島県後援会	代表者	金子 振	宮城 圀泰	平成二〇〇九年八月二六日	政党以外
岩井孝治後援会	会計責任者	菅谷 敏	中山 誠秀	平成二〇〇九年八月二五日	同
岩井孝治後援会	事務所所在地	いわき市桜ヶ丘二丁目二二二	いわき市桜ヶ丘四一一二八		

氏家哲男後援会	代表者	氏家 哲男	阿部 二郎	平成二〇〇九年三月二一日	同
木田たかし後援会	代表者	鈴木 邦明	高木 正吉	平成二〇〇九年八月八日	同
全国たばこ販売政治連盟福島県地区本部	代表者	一重 靖夫	佐藤 長之進	平成二〇〇八年八月二七日	同
福島県農業者政治連盟たむら支部	会計責任者	塚原 洋一	水野 順平		
豊かなふるさとと共歩む会	政治団体の名	豊かなふるさとと共歩む会	美しいふるさとと共歩む会	平成二〇〇九年九月二一日	同
豊かなふるさとと共歩む会	代表者	根本 俊男	矢浪 忠好	平成二〇〇八年八月一五日	同

福島県選挙管理委員会告示第六十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成二十年十月十七日

福島県選挙管理委員会
委員長 新妻 威 男

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日	摘要
民主党福島県第2総支部	解散	平成二〇〇九年九月二二日	政党
氏家哲男後援会	同	平成二〇〇九年三月一〇日	政党以外
加藤和信後援会	同	平成二〇〇九年八月二三日	同
小林正幸後援会	同	平成二〇〇九年八月三二日	同
相楽新平後援会	同	平成二〇〇九年八月三二日	同

須賀川を良くする会	同	平成二〇〇八年八月三二日	同
双葉盛山会	同	平成二〇〇七年七月二五日	同
森盛一後援会	同	平成二〇〇七年七月二五日	同

福島県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十年十月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
鈴木 周一	国見町長	鈴木周一後援会	伊達郡国見町大字藤田字日渡三 一三一 二	鈴木 周一	平成二〇〇九年九月二二日

福島県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成二十年十月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	届出年月日
相楽 新平	須賀川市長	須賀川を良くする会	平成二〇〇九年九月五日
森 盛一	双葉町議会議員	森盛一後援会	平成二〇〇九年八月四日

福島県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の平成二十年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。
平成二十年十月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

福島県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百七十七条若しくは第一百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十年九月二十九日次のとおり指定した。

平成二十年十月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
社会福祉法人慈久福祉会特別養護老人ホーム陽だまりの里	安達郡大玉村玉井字台九番地一

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年四月二十二日付け定例第九百七十二号中

二七二	下	後ろから四	字佐須峠六の六（次の図に示す部分に限る。）	字佐須峠六の六
二七三	上	一〇		

○平成二十年七月二十五日付け定例第九百九十九号中

四六七	下	後ろから一九	川田一〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）	川田一〇〇の一
-----	---	--------	-----------------------	---------

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年七月二十五日付け定例第九百九十九号中

四六七	下	後ろから一五	指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）	指定理由の消滅
-----	---	--------	---	---------